

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 22 回）議事要旨

1 日時

平成 24 年 6 月 25 日（月）17 時 00 分～18 時 30 分

2 場所

総務省 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、富永 昌彦（主任代理）、安積 雅人（代理：杉香 登志哉）、
岩井 修（代理：笹倉 聡）、印南 鉄也、内田 真人、浦沢 俊之、大高 利夫、
大山 真澄、岡田 利幸、尾形 わかは、加藤 潤、木村 孝、小林 真寿美、
佐田 昌博、柴田 克彦、中島 康弘、西川 嘉之、原井 洋明、福岡 克記、
福島 弘典、藤岡 雅宣、松本 隆、三膳 孝通、持麿 裕之、矢入 郁子

（2）説明者

佐藤 隆明（NTT ドコモ）

毛利 政之（KDDI）

（3）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

野崎課長、山路室長、村田補佐

4 議事

○ 資料安作 21-1 について NTT ドコモの佐藤様より説明。主な討議は以下の通り。

- コンテンツベンダがガイドラインを守っているかどうかをドコモはチェックしているのか。
- あくまでお願いをしているという形である。できるだけガイドラインに沿ったアプリ開発をすることを推奨している。
- 現在 d メニュー向けのコンテンツベンダに対して要請しているとのことだが、d メニュー向けのコンテンツベンダのみならず、TCA 等を通じて通信事業者全体からアプリベンダ全体に要請していくというようなことは今後ありうるのか。
- d メニュー向けのコンテンツベンダのみならず、その他のベンダへもガイドラインを公開していきたいとドコモも考えており、今後、社内体制（問い合わせ窓口等）を整備していきたい。事業者間の連携については、事業者間で情報共有をし、ガイドラインを洗練するには非常に有効な手段と考える一方で、公表方法は連名でも事業者別でも大差ないのではないかと考えている。また、事業者が作成するガイドラインには強制力がないので、省令等のガイドラインとしてもらえるのが非常にありがたい。

- スマートフォンやアプリへのネットワーク側からの要請事項を、国際標準を定めている ITU 等の場で議論するという可能性はあるのか。
 - 海外の電気通信事業者においても制御信号の増加等の問題が発生しており、現在 GSMA において議論を行っている。議論の結論をもとに、標準化において何かを加えたりや OS ベンダにお願いをしたりするなどの方法が考えられる。
 - 定刻にアクセスするアプリ等を分散する方法とは具体的にはどのようなものか。
 - たとえば、電源をオンにしてからすぐに通信を開始するのではなく、画面ロックを解除した後に通信を開始する仕様等にすると、利用者全員が同じタイミングに通信を開始するという事はなくなる。
- 資料安作 21-2 について KDDI の岡田構成員及び毛利様より説明。主な討議は以下の通り。
- キャリア提供の IP プッシュについてだが、アプリはキャリア依存しないのが通常である。KDDI が自らアプリを作成する際に利用するという事なのか。
 - 現在検討中ではあるが、幅広く使えるように提供していきたいと考えている。
 - P5「サーバアクセス失敗時の再接続の抑止」の再接続とは人が行うものとアプリが行うものどちらを指しているのか。
 - アプリにおいて自動的に再接続をしないようにという主旨で記載した。
- 資料安作 21-3 について事務局より説明。主な討議は以下の通り。
- 資料安作 21-3 の別添 2 の P15 の児童ポルノ関連の根拠資料として、ISP 各社の報道資料が記載されているが、政府の犯罪対策閣僚会議から平成 22 年 7 月 27 日に児童ポルノ排除総合対策が打ち出され、その中で ISP によるブロッキングを講ずる必要がある、と記述されているので、そちらのほう根拠として適切であると思われる。また、ファイル共有ソフトで違法コンテンツを取り扱うことへ警告メールを送る CCIF という機関が存在する。そのようなものも付け加えると良いのではないか。
- ISP で連携し、迷惑メールやウイルス情報等のインターネット上の迷惑行為とそれらに対するベストプラクティスを共有する取組がある。安全・信頼性基準にこれら対策を盛り込み、ISP 以外の通信キャリア等の事業者にも広くそのような活動を知ってもらい、協力して欲しいと考えている。
- 今お話しいただいたような内容を資料安作 21-3 のどのあたりに入れればよいのかを具体的に意見いただければと考えている。

【その他】

- 事務局より、次回以降の予定等はメールにて連絡する旨を説明。

以上